

## 第10回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年10月7日（月）午前9時00分から午前9時20分

2. 開催場所 笠松町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員（14人）

議長	10番	近藤秀隆
議席	1番	奥村彰朗
議席	2番	森とみ子
議席	3番	伊藤暁
議席	5番	棚橋久美子
議席	6番	棚橋武
議席	7番	柴田敏夫
議席	8番	渡邊義一
議席	9番	岩村好廣
議席	11番	松原克雄
議席	12番	加藤孔仁
議席	13番	松原秀昭
議席	14番	松原孝治
議席	15番	小野木武光

4. 欠席委員

議席 4番 足立幸隆

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	西川雪秀
書記	田中裕介
書記	亀井昭宏

6. 議事日程

日程第1 議事録署名者の指名について

日程第2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第5 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第6 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第7 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

## 7. 会議の概要

議長	<p>令和6年第10回笠松町農業委員会を開催する旨を述べた。 4番足立委員から欠席の連絡を受けていた旨を述べた。 挨拶を述べた。</p> <p>議事に移る旨を述べ、日程第1号「議事録署名委員の指名について」、會議規則第8条の規定により議事録署名委員を2番森委員、9番岩村委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。</p> <p>次に、日程第2「議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について」を事務局へ説明を求めた。また、出席委員に関する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該案件の協議終了まで当該委員の退席を命じた。</p> <p>(当該委員退室)</p>
事務局	<p>【議案第14号 朗読】 申請者の保有する農地、農機具、農業従事者情報等について説明した。</p>
議長	<p>事務局からの説明を受け、質疑・意見を諮った。</p> <p>(意見等なし)</p> <p>議案第14号について、原案のとおり許可することに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第14号については、許可するものとして、議案第14号についての審議が終了したため、該当委員の除斥を解いた。</p> <p>(該当委員入室)</p>
事務局	<p>続いて議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を事務局へ説明を求めた。</p> <p>【議案第15号 朗読】 資材置場及び車両駐車場への転用申請であり、農地区分は申請地の周囲の状況等を総合的に判断した結果、第2種農地とし、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び雨水排水計画について説明した。</p>

議長	担当地区委員からの発言を求めた
8番委員	事業拡大に伴う資材置場及び車両駐車場の拡張であり、計画通り施工してもらえれば問題ない旨述べた。
議長	事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。  (意見等なし)  議案第15号について、原案のとおり許可相当と判断し、県へ進達することに異議がないか諮った。  (異議なし)
事務局	議案第15号については、原案のとおり県へ進達するものとして、続いて、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
議長	【報告第1号 番号1～6 朗読】 相続によって農地を取得したため、農業委員会に届出されたものであり、番号1～6の相続に対しては、行政書士等を通じて引き続き適正に管理するよう依頼した旨説明した。  事務局からの説明を受け、質疑・意見を確認した。  (意見等なし)
事務局	報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
議長	【報告第2号 朗読】 申請事由は自己用住宅1棟及び倉庫1棟であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。また、昭和47年から専用住宅を建設済みであり、始末書が添付されていることを説明した。  担当地区委員からの発言を求めた

12番委員	周囲に農地はなく、計画通り施工している旨を述べた。
議長	事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。  (意見等なし)
	次に、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	<b>【報告第3号 番号1～5朗読】</b> 番号1と番号2と番号4は一般個人住宅、番号3は宅地分譲、番号5は駐車場であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。
議長	担当地区委員からの発言を求めた
1番委員	番号1については、目的は一般個人住宅、周辺に農地がなく、計画通り施工されれば問題ない旨述べた。番号2については、番号1の隣地であり、計画通り施工されれば問題ない旨述べた。
6番委員	番号3については、目的は宅地分譲3区画、周辺に農地がなく、計画通り施工されれば問題ない旨述べた。
11番委員	番号4については、目的は一般個人住宅、計画通りブロックによる土留めなどを施工されれば問題ない旨述べた。
15番委員	番号5については、目的は露天駐車場で、計画通り施工されれば問題ない旨述べた。
議長	事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。  (意見等なし)
	続いて、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	<b>【報告第4号 朗読】</b>

	1筆の合意解約があった旨の通知があったことを説明した。
議長	事務局の説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。  (意見等なし)
	以上をもって本日の議案の審議ならびに報告事項を全て終了し、令和6年第10回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和6年11月7日

議長　近藤香隆  
委員　森とみ子  
委員　渡邊義一